

最低賃金法の一部を改正する法律案要綱（抄）

第二 地域別最低賃金

四 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者（第三の二において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとする。

第三 特定最低賃金

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあっては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとする。

※特定最低賃金・・・一定の事業又は職業に係る最低賃金

労働政策審議会建議

職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について（抄）

（平成14年12月26日）

Ⅲ 労働者派遣法関係

6 派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置関係

また、本部会において問題提起のあった、派遣労働者に対する最低賃金の取扱いについては、今後、別の場で中長期的な視点から検討することが適当であるとする。

最低賃金法の一部を改正する法律案の概要

地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網として十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとに決定することを義務付けるほか、決定基準の見直し及び罰金の上限額の見直しを行うとともに、産業別最低賃金の在り方を見直す等所要の改正を行う。

改正の概要

1 地域別最低賃金の在り方

- ・各地域ごとに地域別最低賃金を決定しなければならないものとする(任意的設定→必要的設定)。
- ・生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化
- ・地域別最低賃金の不払に係る罰金額の上限(2万円)を50万円に引き上げる。

2 産業別最低賃金等の在り方

- ・産業別最低賃金については、関係労使の申出により決定(任意的設定)
- ・産業別最低賃金については、最低賃金法の罰則は適用しない(民事効)。
- ・労働協約の拡張適用による最低賃金の廃止

3 その他

派遣労働者について、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるように整理

※施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日